

## 令和二年法律第三十八号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

## 目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する措置等（第四条～第六条）
- 第三章 雜則（第十七条～第二十二条）
- 第四章 罰則（第二十三条～第二十五条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的な規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もつて特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）

**第二条** この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」という。）を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの（次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者（以下この号及び次号において「提供者」という。）の増加に伴い、当該商品等の

提供を受けようとする者（以下この号において「被提供者」という。）の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その便益も著しく増進され、これにより提供者が更に増加するとともに、その便益も著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その便益も著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加する関係

二 当該役務を利用する者（提供者を除く。以下この号において同じ。）の便益が著しく増加に伴い、提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

三 この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいう。

四 この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいう。

五 この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいう。

六 この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、第四条第一項の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」といいう。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいう。

## （基本理念）

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的の発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うこと

トフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として当該各号に定める事項を開示しなければならない。

一 商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この号及び次号において「特定デジタルプラットフォーム提供者」といいう。）次に掲げる事項

イ 当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準

ロ 当該特定デジタルプラットフォームの提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この号において同じ。）が検索により求める商品等に係る情報その他の商品等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当該順位を決定するため用いられる主要な事項（商品等提供利用者からの当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

二 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供データ（商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等に係るデータをいう。以下この二及びホにおいて同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該商品等提供データの内容及びその取得又は使用に関する条件

（特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示）

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この項、第九条第四項並びに第十条第一項及び第二項において同じ。）に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（以下この条及び次条第一項において「提供条件」という。）を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法により、これを行わなければならぬ。

二 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次

ホ 商品等提供データ（商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等に係るデータを取得し、又は使用する場合における当該商品等提供データの内容及びその取得又は使用に関する条件



られていないと認めるときは、経済産業大臣に對し、その旨を申し出で、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、利

用者が前項の規定による申出及び求めをしたこ

とを理由として、当該利用者に対し、特定デジ

タルプラットフォームの提供の拒絶その他の不

利益な取扱いをしてはならない。

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォ

ーム提供者について、前項の規定に違反する行

為があると認めるときは、当該特定デジタルプ

ラットフォーム提供者に対し、速やかにその不

利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措

置をとるべき旨の勧告をするものとする。

第六条第二項及び第三項の規定は、前項の勧

告について準用する。

(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

の取消し)

第六条第二項及び第三項の規定は、前項の勧

告について準用する。

(報告及び検査)

経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前項第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタル

プラットフォームにより提供される場に係る事

業の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、

デジタルプラットフォーム提供者の事務所その

他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、

第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラット

フォーム提供者に対し、その取引に關し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラット

フォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させるこ

とができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、

第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対

し、その取引に關し報告をさせることができ

る。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公正取引委員会への措置請求)

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

6 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

7 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

8 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

9 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

10 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

11 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

12 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

13 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

14 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

15 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提  
供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を  
求めることができる。

第十六条 経済産業大臣は、前条第一項の資料及  
び説明に基づき、第四条第一項の政令の制定又  
は改正の立案を行い、及びこの法律の円滑な実  
施に必要な措置を講ずるものとする。

(政令の立案等)

第十七条 経済産業大臣は、前項の措置を講ずるとき  
は、あらかじめ、デジタルプラットフォームに  
より提供される場に係る事業を所管する大臣及  
び総務大臣に協議しなければならない。

第一項の場合においては、デジタルプラット  
フォームに関する国際的動向並びにデジタルプ  
ラットフォーム提供者及び利用者の意見に十分  
配慮しなければならない。

(第三章 雜則)

第二十一条 経済産業大臣は、次に掲げる場合に  
は、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送  
達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条に  
おいて読み替えて適用する民事訴訟法第百八  
条の規定によることができず、又はこれによ  
つても送達をすることができないと認めるべ  
き場合

三 前条において読み替えて適用する民事訴訟  
法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱  
託を発した後六月を経過してもその送達を証  
する書面の送付がない場合

四 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受け  
るべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省  
令で定める方法により不特定多数の者が閲覧す  
ることができる状態に置くとともに、その旨が  
記載された書面を経済産業省の掲示場に掲示  
し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置し  
た電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を  
することができる状態に置く措置をとることに  
より行う。

五 公示送達は、前項の規定による措置を開始し  
た日から二週間を経過することによって、その  
効力を生ずる。

六 外国においてすべき送達についてした公示送  
達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

七 (電子情報処理組織の使用)

第二十二条 経済産業大臣の職員が、情報通信技  
術を活用した行政の推進等に関する法律(平成  
十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定  
する処分通知等であつて第十九条の規定により  
書類を送達して行うこととしているものに関す  
る事務を、同法第七条第一項の規定により同法

用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。  
(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十三条 前条の規定による送達については、民  
事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百条第一  
項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三条、第一百  
五条、第一百六条及び第一百八条の規定を準用す  
る。この場合において、同項中「裁判所」とあ  
り、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済产  
业大臣」と、同法第一百一条第一項中「执行官」  
とあるのは「経済産業大臣の職員」と読み替え  
るものとする。

第二十四条 経済産業大臣は、前条第一項の規定  
による送達については、その命令で、その制  
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案  
しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなけ  
ればならない)を定めることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律に基づき命令を制定し、又は  
改廃する場合においては、その命令で、その制  
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案  
しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなけ  
ればならない)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は  
改廃する場合においては、その命令で、その制  
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案  
しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなけ  
ればならない)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第二十七条 この法律に基づき命令を制定し、又は  
改廃する場合においては、その命令で、その制  
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案  
しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなけ  
ればならない)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第二十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は  
改廃する場合においては、その命令で、その制  
定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案  
しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなけ  
ればならない)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第二十九条 第四条第一項の規定による指定、第六  
条第一項の勧告若しくは同条第四項の規定によ  
る命令又は第十二条第一項から第三項までの規  
定による報告の徵収は、経済産業省令で定める  
書類を送達して行う。

第三十条 第四条第一項の規定による指定又は第六条第  
二項の規定による指定、第六条第一項の勧告若しくは  
同条第四項の規定による命令又は第十二条第一項  
から第三項までの規定による報告の徵収は、平成  
五年法律第八十八号)第三十条の規定による通  
知は、同条の書類を送達して行う。この場合に  
おいて、同法第三十一条において読み替えて準  
用しない。

(資料の提出の要求等)

第三十一条 経済産業大臣は、第四条第一項の政令  
の制定又は改正の立案に必要な限度において、  
その職員に、特定デジタルプラットフォーム提  
供者に対する措置を講ずるものとする。

第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

#### 第四章 罰則

第六条第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

三 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（検討）

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** （令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定（公布の日）

#### （罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

二 第二十九条及び第二十条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定（公布の日）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

**附 則** （令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第十四条、第十三条及び第二十条の規定（公布の日）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第二十二条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条の改正規定、第四十三条、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定（公布の日）から起算して三年を超えない範囲内において

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）